

諮問番号：令和6年度 諮問第8号

答申番号：令和7年度 答申第7号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の(1)から(3)までの理由から、処分庁（札幌市〇区保健福祉部長）が令和6年3月12日付け札〇保一第23418号により行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第77条の2第1項の規定に基づく費用徴収処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めている。

(1) 令和4年12月に医療保護入院となり、自分の意思と関係なく治療を受けている。

(2) 貯金分〇円は、国民年金に支払う予定であり、前々から検討していたところである。

(3) 一見、適正・適法に行われているようでも、自分にしてみれば、令和6年4月に急に返還を求められた感じである。

2 処分庁の主張の要旨

本件処分は、法令等に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

第3 事案の概要

1 令和4年12月13日、請求人は、請求人の弟（以下「本件弟」という。）の同意による医療保護入院となり、処分庁の職員は、入院先である医療機関の相談員（以下「本件相談員」という。）から法による保護（以下「保護」という。）について通報を受けた。

2 令和4年12月14日、処分庁の職員は、請求人が医療機関の保護室に入院して

いること、請求人の保護の申請意思や預貯金の保有状況が不明であることを、本件相談員から確認した。

- 3 令和4年12月16日、本件弟は、処分庁に対し、請求人に係る保護の申請を行い、処分庁は、当該申請を受け、請求人の世帯が保護を要する状態にあると認め、法第24条に基づき、前記1の通報日である同月13日付けで保護を開始した。
- 4 令和4年12月23日、処分庁は、前記3の保護の申請を受け、法第29条第1項第1号の規定に基づき、請求人の資産状況についての調査（以下「本件調査」という。）を行った。
- 5 令和5年1月4日、〇銀行から本件調査の回答があり、処分庁は、請求人の貯金残高が令和4年12月13日（以下「保護開始日」という。）時点で〇円であることを確認した。
- 6 令和5年1月6日、処分庁の職員は、本件弟に対し、請求人の保護の開始に当たり、「生活保護のしおり」を交付の上、生活に充てることのできる資産があるにもかかわらず、保護を受けたときは、受けた保護金品の範囲内の額を返還しなければならず、著しい経済的不利益を被ることの説明（以下「不利益に係る説明」という。）を行った。
- 7 令和5年1月10日、〇銀行から本件調査の回答があり、処分庁は、請求人の預金残高が保護開始日時点で〇円であることを確認した。
- 8 令和5年1月10日、処分庁の職員は、本件相談員を介し、主治医が「請求人には金銭管理能力及び判断能力が欠如している」と見立てている旨を聞き取った。
- 9 令和5年1月17日、〇銀行から本件調査の回答があり、処分庁は、請求人の預金残高が保護開始日時点で〇円であることを確認した。
- 10 令和5年1月18日、本件弟から、請求人名義の〇の通帳が提出され、処分庁は、その預金残高が保護開始日時点で〇円であることを確認した。
- 11 令和5年1月20日、〇銀行から本件調査の回答があり、処分庁は、請求人の預金残高が保護開始日時点で〇円であることを確認した。

同月20日、処分庁の職員は、本件弟に対し、請求人が預貯金を保有していることが判明したため、前記6の説明のとおり保護開始日以降に支弁した法第70条第1号イに規定する保護費（以下「保護費」という。）を返還してもらう必要があること及び保護を継続した場合、更なる返還金が発生し、請求人にとって不利益が生じる可能性があることを説明し、請求人の保護の継続に係る意向を確認した。

- 1 2 令和5年1月24日、本件弟は、処分庁の職員に対し、前記11の内容について、請求人に不利益が生じたとしても、保護を継続してほしい旨を申し出た。
- 1 3 令和5年3月15日、本件弟は請求人との面会を希望したが、医療機関側は請求人の病状を理由としてこれを断った。なお、処分庁の職員は、同年4月4日にその事実を把握した。
- 1 4 令和5年8月10日、処分庁による病状照会に対し、医療機関からは知能低下と妄想により治療に拒否的であるとの回答がなされた。
- 1 5 令和5年11月1日、処分庁の職員は、本件弟と面談し、本件弟から請求人に対し不利益に係る説明を近々行う意向である旨を聞き取るとともに、請求人への直接の説明や面談の時期について本件弟と調整を行った。
- 1 6 令和5年11月9日、処分庁の職員は、請求人と面談を実施し、不利益に係る説明を行った。
- 1 7 令和6年3月12日、処分庁は、保護開始日時点で請求人が保有していた預貯金（前記5、7及び9から11までのとおり確認された額。以下「本件預貯金」という。）の合計額〇円のうち、保護開始月の最低生活費〇円の5割である〇円を超える〇円について、法第63条の規定に基づく返還決定処分（以下「本件返還決定処分」という。）を行うとともに、本件処分を行った。

本件処分において決定した徴収金の額は、本件返還決定処分において決定された額の全額であった。

なお、処分庁は、令和4年12月から令和6年2月までの間に、少なくとも〇円の保護費を支給しており、この額から請求人が国民健康保険の被保険者であった場合には保険者が負担することとなる額（以下「国保負担額」という。）を除いた額は、〇円であった。
- 1 8 令和6年6月4日、請求人は、札幌市長に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

第4 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 法第77条の2第1項の規定の適用について

本件返還決定処分は、請求人が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者であるとして決定されたところ、本件処分は、本件返還決定

処分に係る費用に関して行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。なお、本件処分において決定した徴収金の額は、本件返還決定処分において決定された金額の全額であったところ（前記第3の17）、当該徴収金の額を本件返還決定処分において決定された金額の一部に制限すべき理由も見当たらない。

次に、「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」（法第77条の2第1項）、すなわち、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」（生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第22条の3）に該当するか検討する。

本件について見ると、処分庁は保護の申請を受けてから速やかに請求人の資産状況について本件調査を行っていること（前記第3の4）、処分庁が本件預貯金の金額を確認できたのは保護の開始後である令和5年1月に入ってからであり、同月までは本件預貯金の金額が確定しなかったこと（同11）、及び処分庁が本件弟に対し請求人が預貯金を保有していた場合の取扱いについて複数回にわたって説明を行っていたこと（同6及び11）に鑑みれば、本件は、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」、すなわち「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」には当たらないものと解される。

(2) 請求人の主張について

請求人は、本件預貯金は、国民年金の保険料の支払に当てる予定であったため、本件処分は違法又は不当である旨を主張するが、この主張は本件返還決定処分に対する不服にほかならず、本件処分を違法又は不当とする理由にはなり得ない。

(3) 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件請求には理由がない。

2 審理員審理の経過（日付は、令和6年）

7月5日	審査庁（札幌市長）が、請求人が行った審査請求に係る審理員2
------	-------------------------------

	名を指名し、その旨を審理関係人に通知
7月17日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
8月13日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
12月6日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
12月10日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第5 諮問説明書の要旨

1 裁決についての審査庁の考え

本件請求を棄却する。

2 争点及びこれについての審査庁の考え

(1) 争点

「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」への該当性について

(2) 争点についての審査庁の考え

法第24条では、保護の開始申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法について14日以内（特別な理由がある場合は30日以内）に決定し、書面をもってこれを申請者に対して通知しなければならない旨を規定している。

本件においては、処分庁は、請求人が入院中であり、預貯金の保有状況が不明かつ病状により請求人と面会可能となるまでに約2か月を要する状況で、本件弟から請求人に係る保護の申請を受け、請求人の預貯金の保有状況について、法第24条に規定する期限までに請求人自身に確認することが困難であったことが認められる。

そして、処分庁は、令和4年12月23日に本件調査を行ったことが認められる（これは請求人に係る保護の申請があつてから1週間後のことであり、処分庁は、速やかに本件調査を行っているものと評価できる。）。

さらに、処分庁が本件調査に係る回答を得たのは令和5年1月に入ってからであり、同月17日以降に回答があつた金融機関も複数あることからすれば、法第24条に規定する期限内に、請求人の預貯金の金額を確定させることは困難であったと認められる。

加えて、処分庁は、本件第1号に対し、請求人が預貯金を保有していた場合の取扱いについて、複数回（令和5年1月6日及び同月20日）にわたって説明を行っていたことが認められる。

以上の状況に鑑みれば、本件は、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われた」ものであると評価することはできず、「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」には当たらないものと解するのが相当である。

第6 本審査会調査審議等の経過

令和7年2月20日	審査庁が、本審査会に諮問
令和7年12月1日	請求人が北海道知事に対して行った本件返還決定処分に係る審査請求について、北海道知事が当該審査請求を棄却する旨の裁決
令和8年2月17日	第1回調査審議（令和7年度第5回札幌市行政不服審査会）

第7 本審査会の判断の理由

1 本件処分に関係する法令等の規定について

(1) 法第63条の規定

法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

(2) 費用の徴収（法第77条の2等）について

ア 法第77条の2は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができ（法第77条の2第1項）、同項の規定による徴収金は、法に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる旨を定めている（同条第2項）。

イ また、法第77条の2第1項の「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」については、生活保護法施行規則第22条の3において、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」と規定され、具体的には、「被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等」が該当するとされている（「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）IV3）。

ウ なお、札幌市においては、法第77条の2の規定により実施する事務について、札幌市保健福祉部長事務委任規則（昭和47年規則第44号）第1号の規定により、保健福祉部長に委任している。

2 本件処分に関係する裁判例について

令和2年6月8日東京高等裁判所判決においては、「資力を有している者に対する保護を開始することは、給付された保護費の全額の返還を要するとすることが生活保護法の補足性の原則の理論的帰結であり、医療扶助の給付が予定されている場合には、医療扶助が保険制度に馴染まず、医療について国民皆保険が実現されていることを踏まえると、実質的には不利益を課す処分となり得るものであり、その不利益の程度も顕著なものとなる事態もまま起こり得るといえることができる。そして、行政手続一般において、不利益な処分を行う場合には、相手方に対して聴聞や弁明の機会の付与が求められていること（行政手続法13条参照）に鑑みれば、実質的に不利益を課す処分となり得る保護を行う場合にも、保護を受ける相手方に、保護を受けた場合の不利益の内容を説明して十分な理解が得られていることが、その不可欠の前提というべきである」とされ、また、「同法は、困窮に応じて国民に必要な保護を与えることを目的としていることからすれば、同法による措置を通じて国民に広い意味での便益を提供することを本旨とするものであって、被保護者に多大な経済的不利益を与えること、ましてや十分な説明を受けず、その理解を得ないままに、そうした不利益を与えることを容認しているとは考えられず」とした上で、認知症であった控訴人（保護受給者）が後期高齢者医療等の保険者であれば負

担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、法第63条の規定による処分取消しを免れないとしている。

3 本件処分について

(1) 争点（処分庁の帰責性）について

本件処分は、法第77条の2第1項の規定に基づくものであるところ、当該規定は、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき」に該当すること、かつ「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」、すなわち、前記1(2)イの規定及び課長通知に該当しないことが適用の要件となる。

ア 「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき」への該当性について

請求人は、保護開始日時時点で〇円を保有していたにもかかわらず、処分庁から、令和4年12月から令和6年2月までの間に、少なくとも〇円の保護費を支給されたことが認められることから（前記第3の17）、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた」に該当しているといえる。

イ 「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」（前記1(2)イ）への該当性について

本件においては、請求人から保護の申請時に預貯金の申告はなかったことから（前記第3の2及び3）、課長通知に記載された「被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合」には該当しない。

また、本件においては、保護開始後速やかに実施された本件調査の結果に基づき本件預貯金を把握の上、本件処分が行われていることから（前記第3の4及び17）、課長通知に記載された「調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等」についても該当しない。

ところで、厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問11-4においては、法第63条に基づく返還が生じる場合、本人に十分説明し事前に理解を得ておくことが適当であるとされているところ、法第77条の2第1項の規定による処分は法第63条の規定による処分の後行処分であることから、ここでいう事前の説明が十分でなかった場合には、生活保護法施行

規則第22条の3に規定する「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」に該当し、本件処分が違法又は不当となる余地が生じ得ると考えられるため、以下この点について述べる。

本件においては、保護開始直後から請求人の判断能力が欠如しているとの医学的所見があり、親族である本件弟ですら面会を断られる重篤な病状（妄想・治療拒否等）が継続していたことが認められ（前記第3の8、13及び14）、このような状況下において、処分庁の職員が請求人に対し、保護の開始時又は資産判明直後に不利益に係る説明を直接行うことは、事実上不可能であったと認められる。

したがって、請求人に対し「十分に説明し事前に理解を得ておくこと」について、処分庁の責めに帰すべき事由があったとは認められず、本件処分においては、前記1(2)イの規定及び課長通知に該当する事実はないといえる。

なお、仮に、前記2の裁判例等を踏まえ、本件においても、請求人から保護を受けた場合の不利益の内容について理解が得られていないまま本件処分が行われていることから、少なくとも国民健康保険の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費については徴収を求めるべきではないと解したとしても、前記第3の17のとおり、請求人に支給された保護費から国保負担額を除いた額（○円）は本件処分の金額（○円）を超過しているため、本件処分の結論は左右されない。

(2) 請求人の主張について

前記第2の1(1)のとおり、請求人は、令和4年12月に医療保護入院となり、自分の意思と関係なく治療を受けていることに不服を申し立てているが、当該入院は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条に定める家族等（本件弟）の同意に基づき適正に行われたものであり（前記第3の1）、請求人の治療のために行われたやむを得ない措置と認められるため、請求人の主張に理由はない。

また、前記第2の1(2)のとおり、請求人は、貯金分○円は、国民年金に支払う予定であったと主張しているが、そのような予定があったとしても、本件処分を取り消す理由にはなり得ない。

さらに、前記第2の1(3)のとおり、請求人は、令和6年4月に急に返還を求められた感じであるとの主張をしているが、処分庁の職員は、令和5年11月9日に請求人と面談を実施し、不利益に係る説明を行っているため（前記第3の16）、請求人の主張は事実と異なり、採用する余地はない。

(3) 小括

以上のとおり、本件処分は法令に基づき適正に行われたものであり、請求人の主張はいずれも理由がない。その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められない。また、審理員の審理手続についても、適正なもの認められる。

3 結論

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

令和8年（2026年）2月27日

札幌市行政不服審査会

委員（会長）	中島正博
委員	館田晶子
委員	津田智成